

様式第4号

令和5年3月31日

伊丹市議会議長
加藤 光博 様

議員名 小西 彦治



令和4年度政務活動費収支報告について

伊丹市議会政務活動費の交付に関する条例第6条の規定により、別紙のとおり
令和4年度政務活動費収支報告書を提出します。

(別紙)

令和4年度政務活動費収支報告書

議員名 小西 彦治

1 収入

政務活動費 720,000 円

2 支出


(単位：円)

項 目	金 額	備 考
調査研究費		
研修費		
広報費	275,000円	市政報告印刷代 ポスティング代
広聴費		
要請・陳情活動費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費		
人件費	446,400円	調査、運転補助、電話応対、 事務全般
事務所費		
合 計		

3 残額 -1,400 円

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

参考書類 4 政務活動費 勤務実績表〔人件費〕 (令和4年10月分)

		勤務時間数	政務活動に係る時間数	業務内容
1	土			
2	日			
3	月			
4	火			
5	水			
6	木			
7	金			
8	土			
9	日			
10	祝			
11	火			
12	水			
13	木			
14	金			
15	土			
16	日			
17	月			
18	火			
19	水			
20	木			
21	金			
22	土			
23	日			
24	月	8:00	4:00	議会資料調査及び市民来客応対
25	火	8:00	4:00	議会資料調査及び市民来客応対
26	水	8:00	4:00	議会資料調査及び市民来客応対
27	木	8:00	4:00	議会資料調査及び市民来客応対
28	金	8:00	4:00	議会資料調査及び市民来客応対
29	土			
30	日			
31	月	8:00	4:00	議会資料調査及び市民来客応対
計		A 48:00	B 24:00	C (総支給額) 57,600円
①B (24 時間)×単価(1,200 円)= 28,800 円 ②総支給額C 57,600 円×B/A= 28,800 円 政務活動費 支給額 28,800 円				上記のとおり勤務いたしました。 令和4年10月31日 住所  氏名 
※ ①か②のいずれかを選択する。				

《領収書添付台紙》

領収書 番号	5
-----------	---

【領収書添付枠】(スペースが不足する場合は裏面を使用)

※重ならないように貼付すること。

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。

支出内容	人件費として		
総経費	57,600 円	政務活動費として計上する額	28,800 円

領 収 書 伊丹市議会議員 小西彦治 様

NO. 1



¥28,800

但

令和4年10月31日 上記正に領収いたしました。



内訳 人件費として
 税抜金額
 消費税額(%)

〒
 [Redacted]
 [Redacted]

按分 50% とする

参考書類 4 政務活動費 勤務実績表〔人件費〕 (令和4年11月分)

		勤務時間数	政務活動に係る時間数	業務内容
1	火	8:00	4:00	議会資料調査及び市民来客応対
2	水	8:00	4:00	議会資料調査及び市民来客応対
3	祝	8:00	4:00	議会資料調査及び市民来客応対
4	金			
5	土			
6	日			
7	月	8:00	4:00	議会資料調査及び市民来客応対
8	火	8:00	4:00	議会資料調査及び市民来客応対
9	水	8:00	4:00	議会資料調査及び市民来客応対
10	木	8:00	4:00	議会資料調査及び市民来客応対
11	金	8:00	4:00	議会資料調査及び市民来客応対
12	土			
13	日			
14	月	8:00	4:00	議会資料調査及び市民来客応対
15	火	8:00	4:00	議会資料調査及び市民来客応対
16	水	8:00	4:00	議会資料調査及び市民来客応対
17	木	8:00	4:00	議会資料調査及び市民来客応対
18	金	8:00	4:00	議会資料調査及び市民来客応対
19	土			
20	日			
21	月	8:00	4:00	議会資料調査及び市民来客応対
22	火	8:00	4:00	議会資料調査及び市民来客応対
23	祝			
24	木	8:00	4:00	議会資料調査及び市民来客応対
25	金	8:00	4:00	議会資料調査及び市民来客応対
26	土			
27	日			
28	月	8:00	4:00	議会資料調査及び市民来客応対
29	火	8:00	4:00	議会資料調査及び市民来客応対
30	水	8:00	4:00	議会資料調査及び市民来客応対
計		A 160:00	B 80:00	C (総支給額) 192,000円
①B (80 時間)×単価(1,200 円)=			96,000 円	上記のとおり勤務いたしました。 令和4年11月30日 住所 [REDACTED] 氏名 [REDACTED]
②総支給額C		192,000 円×B/A=	96,000 円	
		政務活動費 支給額	96,000 円	
※ ①か②のいずれかを選択する。				

《領収書添付台紙》

領収書 番号	6
-----------	---

【領収書添付枠】(スペースが不足する場合は裏面を使用)
 ※重ならないように貼付すること。
 ※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。

支出内容	人件費 217		
総経費	192,000 円	政務活動費として計上する額	96,000 円

領 収 書 伊丹市議会議員 小西彦治 様

NO. 2

★ ￥96,000

但

令和4年11月30日 上記正に領収いたしました。



内訳 人件費として
 税抜金額
 消費税額(%)

〒
 [Redacted]
 [Redacted]

按分 50%とす

参考書類 4 政務活動費 勤務実績表〔人件費〕 (令和4年12月分)

		勤務時間数	政務活動に係る時間数	業務内容
1	木	8:00	4:00	議会資料調査及び市民来客応対
2	金	8:00	4:00	議会資料調査及び市民来客応対
3	土			
4	日			
5	月	8:00	4:00	議会資料調査及び市民来客応対
6	火	8:00	4:00	議会資料調査及び市民来客応対
7	水	8:00	4:00	議会資料調査及び市民来客応対
8	木	8:00	4:00	議会資料調査及び市民来客応対
9	金	8:00	4:00	議会資料調査及び市民来客応対
10	土			
11	日			
12	月	8:00	4:00	議会資料調査及び市民来客応対
13	火	8:00	4:00	議会資料調査及び市民来客応対
14	水	8:00	4:00	議会資料調査及び市民来客応対
15	木	8:00	4:00	議会資料調査及び市民来客応対
16	金	8:00	4:00	議会資料調査及び市民来客応対
17	土			
18	日			
19	月	8:00	4:00	議会資料調査及び市民来客応対
20	火	8:00	4:00	議会資料調査及び市民来客応対
21	水	8:00	4:00	議会資料調査及び市民来客応対
22	木	8:00	4:00	議会資料調査及び市民来客応対
23	金	8:00	4:00	議会資料調査及び市民来客応対
24	土			
25	日			
26	月			
27	火			
28	水			
29	木			
30	金			
31	土			
計		A 136:00	B 68:00	C (総支給額) 163,200円
①B (68 時間)×単価(1,200 円)= 81,600 円 ②総支給額C 163,200 円×B/A= 81,600 円 政務活動費 支給額 81,600 円				上記のとおり勤務いたしました。 令和4年12月26日 住所  氏名 
※ ①か②のいずれかを選択する。				

《領収書添付台紙》

領収書 番号	7
-----------	---

【領収書添付枠】(スペースが不足する場合は裏面を使用)
 ※重ならないように貼付すること。
 ※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。

支出内容	人件費として		
総経費	163,200 円	政務活動費として計上する額	81,600 円

領 収 書 伊丹市議会議員 小西彦治 様 NO. 3

★ ¥81,600

但

令和4年12月26日 上記正に領収いたしました。



内訳 人件費として



税抜金額

消費税額(%)

〒
 [Redacted]
 [Redacted]

按分50%とす

参考書類 4 政務活動費 勤務実績表〔人件費〕 (令和5年1月分)

		勤務時間数	政務活動に係る時間数	業務内容
1	祝			
2	祝			
3	火			
4	水			
5	木			
6	金			
7	土			
8	日			
9	祝			
10	火	8:00	4:00	議会資料調査及び市民来客応対
11	水	8:00	4:00	議会資料調査及び市民来客応対
12	木	8:00	4:00	議会資料調査及び市民来客応対
13	金	8:00	4:00	議会資料調査及び市民来客応対
14	土			
15	日			
16	月	8:00	4:00	議会資料調査及び市民来客応対
17	火	8:00	4:00	議会資料調査及び市民来客応対
18	水	8:00	4:00	議会資料調査及び市民来客応対
19	木	8:00	4:00	議会資料調査及び市民来客応対
20	金	8:00	4:00	議会資料調査及び市民来客応対
21	土			
22	日			
23	月	8:00	4:00	議会資料調査及び市民来客応対
24	火	8:00	4:00	議会資料調査及び市民来客応対
25	水	8:00	4:00	議会資料調査及び市民来客応対
26	木	8:00	4:00	議会資料調査及び市民来客応対
27	金	8:00	4:00	議会資料調査及び市民来客応対
28	土			
29	日			
30	月	8:00	4:00	議会資料調査及び市民来客応対
31	火	8:00	4:00	議会資料調査及び市民来客応対
計		A 128:00	B 64:00	C (総支給額) 153,600円
①B (64 時間)×単価(1,200 円)= 76,800 円 ②総支給額C 153,600 円×B/A= 76,800 円 政務活動費 支給額 76,800 円				上記のとおり勤務いたしました。 令和5年1月31日 住所  氏名 
※ ①か②のいずれかを選択する。				

《領収書添付台紙》

領収書 番号	A
-----------	---

【領収書添付枠】(スペースが不足する場合は裏面を使用)

※重ならないように貼付すること。

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。

支出内容	人件費として		
総経費	153,600 円	政務活動費として計上する額	76,800 円

領 収 書

伊丹市議会議員 小西彦治 様

NO. 4



¥76,800

但

令和5年1月31日 上記正に領収いたしました。



内訳	人件費として
税抜金額	
消費税額(%)	



按分50%と可

参考書類4 政務活動費 勤務実績表〔人件費〕 (令和5年2月分)

		勤務時間数	政務活動に係る時間数	業務内容
1	水	8:00	4:00	議会資料調査及び市民来客応対
2	木	8:00	4:00	議会資料調査及び市民来客応対
3	金	8:00	4:00	議会資料調査及び市民来客応対
4	土			
5	日			
6	月	8:00	4:00	議会資料調査及び市民来客応対
7	火	8:00	4:00	議会資料調査及び市民来客応対
8	水	8:00	4:00	議会資料調査及び市民来客応対
9	木	8:00	4:00	議会資料調査及び市民来客応対
10	金	8:00	4:00	議会資料調査及び市民来客応対
11	祝			
12	日			
13	月	8:00	4:00	議会資料調査及び市民来客応対
14	火	8:00	4:00	議会資料調査及び市民来客応対
15	水	8:00	4:00	議会資料調査及び市民来客応対
16	木	8:00	4:00	議会資料調査及び市民来客応対
17	金	8:00	4:00	議会資料調査及び市民来客応対
18	土			
19	日			
20	月	8:00	4:00	議会資料調査及び市民来客応対
21	火	8:00	4:00	議会資料調査及び市民来客応対
22	水	8:00	4:00	議会資料調査及び市民来客応対
23	祝			
24	金			
25	土			
26	日			
27	月	8:00	4:00	議会資料調査及び市民来客応対
28	火	8:00	4:00	議会資料調査及び市民来客応対
29				
30				
31				
計		A 144:00	B 72:00	C (総支給額) 172,800円
①B (72 時間)×単価(1,200 円)=			86,400 円	上記のとおり勤務いたしました。 令和5年2月28日 住所  氏名 
②総支給額C 172,800 円×B/A=			86,400 円	
政務活動費 支給額			86,400 円	
※ ①か②のいずれかを選択する。				

《領収書添付台紙》

領収書 番号	9
-----------	---

【領収書添付枠】(スペースが不足する場合は裏面を使用)

※重ならないように貼付すること。

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。

支出内容	人件費412		
総経費	172,800 円	政務活動費として計上する額	86,400 円

領 収 書

伊丹市議会議員 小西彦治 様

NO. 5



¥86,400

但

令和5年2月28日 上記正に領収いたしました。



内訳 人件費として
 税抜金額
 消費税額(%)

〒
 [Redacted]
 [Redacted]

按分50% 432

参考書類4 政務活動費 勤務実績表〔人件費〕 (令和5年3月分)

		勤務時間数	政務活動に係る時間数	業務内容
1	水	8:00	4:00	議会資料調査及び市民来客対応
2	木	8:00	4:00	議会資料調査及び市民来客対応
3	金	8:00	4:00	議会資料調査及び市民来客対応
4	土			
5	日			
6	月	8:00	4:00	議会資料調査及び市民来客対応
7	火	8:00	4:00	議会資料調査及び市民来客対応
8	水	8:00	4:00	議会資料調査及び市民来客対応
9	木	8:00	4:00	議会資料調査及び市民来客対応
10	金	8:00	4:00	議会資料調査及び市民来客対応
11	土			
12	日			
13	月	8:00	4:00	議会資料調査及び市民来客対応
14	火	8:00	4:00	議会資料調査及び市民来客対応
15	水	8:00	4:00	議会資料調査及び市民来客対応
16	木	8:00	4:00	議会資料調査及び市民来客対応
17	金	8:00	4:00	議会資料調査及び市民来客対応
18	土			
19	日			
20	月			
21	祝			
22	水	8:00	4:00	議会資料調査及び市民来客対応
23	木	8:00	4:00	議会資料調査及び市民来客対応
24	金	8:00	4:00	議会資料調査及び市民来客対応
25	土			
26	日			
27	月			
28	火			
29	水			
30	木			
31	金			
計		A 128:00	B 64:00	C (総支給額) 153,600円
①B (64 時間)×単価(1,200 円)=			76,800 円	上記のとおり勤務いたしました。 令和5年3月24日 住所 [REDACTED] 氏名 [REDACTED]
②総支給額C		153,600 円×B/A=	76,800 円	
		政務活動費 支給額	76,800 円	
※ ①か②のいずれかを選択する。				

《領収書添付台紙》

領収書 番号	10
-----------	----

【領収書添付枠】(スペースが不足する場合は表面を使用)
 ※重ならないように貼付すること。
 ※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。

支出内容	人件費として		
総経費	153,600 円	政務活動費として計上する額	76,800 円

領 収 書

伊丹市議会議員 小西彦治 様

NO. 6



¥76,800

但

令和5年3月24日 上記正に領収いたしました。



内訳 人件費として
 税抜金額
 消費税額(%)

〒 [Redacted]
 [Redacted]

人件費として
 50%として

参考書類 2 - 1

[調査研究費、研修費、広報費、広聴費、要請・陳情活動費、会議費] ※該当項目を○で囲む

報 告 書

領収書 番号	11
-----------	----

日時	令和5年3月20日	
場所 (視察地)	大阪市淀川区西三国3-1-5	
参加者 出席者 相手方	<u>アートデザイン</u>	
目的 内容 結果(成果) 等	市政報告のポスティング @ 5.0円 × 20,000部 + 税 原稿作成料 50,000円 + 税 写真印刷代 @ 5.0円 × 20,000部 + 税	
上記活動に 要した経費	経費の内容・積算基礎等	金額(円)
	市政報告のポスティング及び印刷代、原稿作成料	275,000円
	合 計	275,000円

《領収書添付台紙》

領収書 番号	11
-----------	----

【領収書添付枠】(スペースが不足する場合は裏面を使用)

※重ならないように貼付すること。

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。

支出内容	チラシ作成費用及びホスティング費用として		
総経費	275000 円	政務活動費として計上する額	275000 円

No.

領収証

金額

小西 彦治 様

¥275,000.-

但 チラシ代 ホスティング代として

令和5年 7月 20日 上記正に領収いたしました

内 訳

消費税額等(%)

〒532-0006 大阪市淀川区西三国3-1-5

Art Design

代 表 原 博




100% 政務活動費として
充当可

見積書

No. 05-0007

令和 5年 3月 10日

小西 彦治 様

印刷・広告・事務用品・インテリアから各種雑貨まで
店舗取扱商品を総合プロデュース

Art・Design

アート・デザ

〒532-0006

大阪府大阪市淀川区西三国3丁目1-5

TEL 090-4281-8306

担当者

合計金額 ¥165,000

--	--	--

品名	数量	単価	金額	備考
市政報告 原稿作成料	4部	12,500.0	50,000	
印刷代	20,000部	5.0	100,000	
消費税	15,000	小計	150,000	(税別)
合計金額			165,000	

摘要:

.....
.....
.....
.....

伊丹市議(2期目) 兵庫県議(1期) 即戦力世代!

伊丹市議会議員

県立伊丹高(42回生)

HIKOJI KONISHI

小西彦治

活動報告

令和4年度 定例会における注目の質問内容(一問一答方式)

【★注目の質問!★】

① 乳幼児における新型コロナワクチンの接種について、質問しました。伊丹市内において摂取当時の対象数と接種状況を確認しました。そして、そもそも論ではありますが、乳幼児に対してワクチンが本当に必要なのかという市の認識を確認しました。

また、接種によって身体への影響があった場合、その責任の所在について確認をしました。

② 中学校選択制の導入について、質問しました。

現在、少子化により生徒数がピーク時の半減に迫る勢いで減少が続いています。影響があるところとしては、部活動の存続と多様化による生徒個々にかかる教師の時間が増えたことによる学業の低下が懸念されます。

この事態を踏まえ、伊丹市はコンパクトシティという地の利を活かした教育環境の整備を提案しました。

全国でも類を見ない、やりたくても出来ないのが中学校選択制です。それを伊丹市では実現可能だということを、少しでも多くの行政判断が出来る方々に理解を求め、提言致しました。

詳細は中面に掲載していますので、ご拝読頂ければ幸いです。

数々の質問、提言を申し上げて参りましたが、市民の暮らしがより良きものとなるよう、これからも尽力して参ります。

皆様御承知のとおり、一般的には学習内容や方法、部活動、友人関係、通学環境など、小学生生活とは異なった、より大人になるためのステップとしての世界が広がってくることから、中学校に入学してからの3年間をより有意義で充実したものとなるよう、住所地に基づく指定学校、就学指定校以外の市立中学校に行きたい学校がある場合に、新中学1年生になる児童とその保護者が中学校を選択し、申請することができる制度です。現在は、通学する学校をあらかじめ指定される通学区域制です。

学校選択制を導入する市町において期待されることは、特色ある学校づくりや保護者の学校教育の関心が高まること、子供たちが自分の個性に合った学校で学ぶようになること、学校同士が競い合うことにより教育の質が向上することなどが上げられます。

なぜ学校選択制の導入が必要か、それは今から申し上げます。

◆学業の観点から

子供たちが少なからず教育現場において生きづらいつ感じていると思います。学校教育は、学習指導要領の下、学問としての学びを定められています。できる限り同様の教育プログラムにおいて、先生たちが生徒に伝える授業、その理解度、進捗に個人差があるのは当然です。

では、義務教育において、どのレベルに合わせて指導しているのか。学業レベルで中の中、至って平均的なレベルにおける指導という感じを受けていました。恐らく今でもそれは変わらないかと思います。同じことを伝えても、100理解する生徒もいれば1も理解できない生徒もいます。その平均が50であったり60であったり、習熟度によって変化するといったもので、適度に分かって適度に分からないところが平均だとすると、分かり過ぎる生徒からすれば義務教育における授業は退屈で、全く分からない生徒では苦痛でしかありません。まず、この生徒たちを学校選択制を導入することによって、勉強を得意とする生徒たちはより深く学べる学校、平均的な生徒たちは今のペースで程よく学力を伸ばせる学校、勉強が苦手な生徒は分かるからスタートできるような基礎の基礎を一から学びながら課外授業などに前向きに取り組める個性が生きる学校といった感じで選択できるようにします。

そして、それを教える先生たち、どうでしょう。先生自ら得意とする教科で教員免許を取得し、職員として採用され、そして自らが子供たちに先生と出会えたからこの教科が好きになりましたって言ってほしいと、心のどこかでそう思いながら教師になった方も少なくないと思います。それが発揮できる場ができます。より専門的に教えがいがある生徒と出会い、教師として目覚める瞬間、この伊丹市で公教育の現場でぜひとも見てみたいものです。

平均的な生徒は、少しでも学力を伸ばせる同じレベルの生徒たちで少しずつ継続して競う。これがポイントだと思います。そして、勉強が苦手な生徒たち、この生徒たちをしっかりと見守っていくということが実は一番大切やと思っています。それでいい、でもこうやってみようかということで、自分に向いていることは何かという自分探しも楽しんで行っています。できないところを伸ばすのではなく、できることを見つけ、楽しみながらそれを磨くといった教育環境を創出することです。以上、学業の観点から申し上げます。

◆部活動の観点から

部活動を指導及び顧問となられている先生で、その競技などに携わっていない顧問が5割ほどあるということをお記憶しております。私は驚きよりも、それでいいのかというのが率直な意見でした。生徒たちが少なくなっている昨今、学校によっても生徒数の格差があり、部活動を行う上で困難を来している運動部、文化部が散見される昨今、近隣学校による共同練習や他校との混合チームによる大会の参加、これは非公認記録となります、など、単なる付け焼き刃で今まで来たのだらうなって感じます。

例えばそれぞれの部活動で強化校を指定します。この先生に指導してもらいたい、中学校進学時に選択し、一生懸命取り組むことが人生にとってどれだけ大切かを、きっとその生徒はその環境で学びます。そのような環境が伊丹市にあつたらどうでしょう。夢が膨らみます。

構想を話し出すとこの質問時間では足りませんので、今後質問の機会があれば、そのときに改めて進めていこうと考えます。部活動については以上です。

小・中学校におきまして特別な支援を必要とする子が個に応じた教育的支援を受けることができる特別支援学級は、自閉症・情緒障害特別支援学級、知的障害特別支援学級など様々な種類があります。また、子供の学校環境として特別支援学級を考える場合、教員はどのような人、卒業後の進路はどのようなものがあるのかなど気になるところです。特別支援学級の生徒たちは、保護者にとってはやはり身近な学校を選択する可能性は否めませんが、特別支援学校教諭免許状を有している教師が行き届いた教育環境を日々意識して取り組んでいただけるとすれば、それほど保護者にとって安全・安心な環境はありません。ちなみに、現在では特別支援学級の教員の資格として、前述しました免許状は必須ではありませんから、なおのこと需要は高まることが想定されます。

ここで、学校選択制の話です。例えば特別支援学校教諭免許状を有した、それだけでは事足らずに、経験のある、いわゆるプロ教師ですね、より専門性のある特別支援学級を市内北部、南部に1校ずつ配備すればどうでしょうか。保護者の交通負担などもありますでしょうが、我が子のためです、そこは保護者が頑張ることでしょう。

答弁（教育委員会事務局学校教育部長）

伊丹市においては、学校選択制は採用しておらず、通学区域を設定しております。議員が学校選択制において求められていることについては、各中学校の取組により実現されつつあるところですので、学業の観点からの導入については現時点考えておりません。

今後の学校の部活動を段階的に地域のクラブ活動として移行することにより、少子化が進展する中においても将来にわたり本市の生徒が継続してスポーツ・文化芸術活動に親しむことのできる機会の確保を図ってまいりますので、部活動の観点からの中学校選択制の導入については考えておりません。

本市においては、全ての学校において個々の教育的ニーズに的確に応える指導を提供できるよう、全ての教師を対象とする特別支援教育に関する研修会等を引き続き実施してまいります。また、必要に応じて、特別支援学校によるセンター的機能を活用した学校園コンサルテーション等を利用することで、校内の支援体制を整備、充実させてまいります。

障害のある生徒が地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、地域の同世代の子供や人々との交流を通して地域での生活基盤を形成するといったインクルーシブ教育システムの理念に基づき、取組を進めてまいります。

以上のことから、本市においては引き続き義務教育においては通学区域を設定しながら、学校、家庭、

小西の意見・要望

中学校選択制の導入に関しましては、どの観点からも現時点では考えておりませんと御答弁いただきました。このような真っ向から否定される御答弁をいただいた記憶が、新しくまたよみがえってきました。愛情弁当論、中学校給食です。でも、あるとき180度転換したんですね、これが。いつのタイミングだったか覚えてますか。そうです、市長選です。議会だけでね、声上げても実現は厳しくとも、やがて市民の関心が高まれば実現に向かうことを信じて、私は政策提言をしていくしかないなと感じました。そして、インクルーシブ教育の観点から、障害の枠が多様化している昨今、本人や保護者にその意識がなくとも、結果として軽度の障害があると認定される場合がありますので、特別支援学級の生徒がこれからも増え続けると言われております。

私が思うのは、子供たちの教育環境はもちろんです、この子供たちが大きくなって自立できるような教育を施してほしいと思うところです。そして、保護者は、親亡き後この子はどうなるんだろうな、ずっとそういう不安を抱えながら生活していらっやいます。その不安を解消できる、そんな環境が伊丹市にあればと思うところです。時間がかかることだと思いますけども、一人一人の市民を思い、しっかりと環境を整備していくことに尽力していただきたく、お願い申し上げます。



一般質問・個人質問で多岐にわたる
質問をしました。

令和元年

- 6月・ふるさと納税について
- ・eスポーツについて
- ・登下校の安全確保について（ミマモルメ）
- 9月・スーパーシティ構想について
- ・（伊丹市に）トップアスリートが多い現状について
- ・（身体能力に秀でた子どもたちの）タレント発掘事業・県との連携について
- ・ギフテッドという存在と対策について

- 12月・避難所のプライバシーについて
- ・5G普及に伴い、感動を共有する『観るスポーツ』について
- ・部活動の顧問は（担当する部活動の）経験者か、未経験者か
- ・部活動指導員が制度化されて、その後は
- ・部員少数による部活動における他校合同チームの是非について

令和2年

- 6月・困窮学生の支援
- ・大人と子どもが夢中になれるフィールドを考える
- 9月・修学旅行の実施について
- ・市立伊丹高校「商業科、本気で取り組まない？」

- 12月・SDGsを取り込んだ人工芝競技場について
- ・公園保育所の創設について

令和3年

- 3月・中心市街地の違法駐輪対策に効果が期待？な仕掛けについて
- ・義務教育におけるライフプラン研修について
- 6月・高齢者のスマホ講習会について
- ・情報教科を指導する教員について
- ・市役所若手職員の挑戦を応援する取り組みについて
- ・電動キックボードの導入について

令和4年

- 3月 公共施設のあり方について2点質問
- ・公園の改修工事のサイクルについて
- ・遊具及び業者の選定について
- ・遊具の安全面について
- ・公共施設マネジメントの観点から
- ・共同利用施設について
- ・若松団地跡地の活用方針の変更について
- 12月・中国縦貫道高架下の利活用再開に向けて
- ・伊丹市内の学校園所における児童生徒のマスク着用について
- ・マスク着用が任意であることの周知徹底
- ・健全な成長発達を考慮した指導は行われているか
- ・黙食について
- ・乳幼児における新型コロナワクチンの接種について
- ・現時点での接種対象者数と接種状況
- ・接種がそもそも必要なものなのかの認識
- ・責任の所在

令和5年

- 3月・フリースクールについて
- ・市内小中学生の不登校者数の現状
- ・助成制度
- ・小中学校9年一貫教育について
- ・中学校選択制の導入について
- ・学業の観点から
- ・部活動の観点から
- ・インクルーシブ教育の観点から